

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 4 年 4 月材料価格基準改定に伴い、下記のとおり特定器材マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 改定の概要

特定器材コードの収載数：1,014コード

特定器材コードの新設

特定器材コードを別添 1 のとおり新設しました。

特定器材コードの廃止

特定器材コードを別添 2 のとおり廃止しました。

特定保険医療材料の経過措置

経過措置対象の特定保険医療材料の材料価格については、別添 3 のとおり経過措置期間に応じた材料価格となっております。

2 マスターファイル仕様説明書の変更等

レセプト電算処理システム特定器材マスターファイル仕様説明書について、別添 4 のとおり変更しました。

官報告示における名称を表す「基本漢字名称」を別添 5 のとおり追加し、それに伴い別添 6 のとおり別紙 3 2 及び別紙 3 3 を追加しました。

3 その他

新設コードの「項番 3 3：DPC適用区分」は、「0」(DPC点数表に含まれる特定器材(包括評価対象))を記録します。

なお、「DPC適用区分」情報については、収載が可能となった時点で公表する予定です。